## 残 余 麻 薬 届

1	名	単	位	数	量

上記のとおり、現に所有する麻薬の品名及び数量を届け出ます。

年 月 日

麻薬業務所所在地

麻薬業務所名称

所(法人にあっては、主たる事業所の所在地) 住

届出義務者続柄

氏 名(法人にあっては、名称)

(あて先) 埼玉県

保健所長

(注意)

- この届出は、麻薬営業業者・診療施設・研究施設でなくなった場合に提出すること。
- 単位は、「g」「A」「ml」「T」を使用すること。
- 残余麻薬がない場合は、斜線をひいて「該当なし」と記載すること。 3.
- 残余麻薬がある場合は、50日以内に処理を行うこと。

残余麻薬の処理予定

1. 麻薬廃棄届(事前)を提出して廃棄する予定である。 2. 他の麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は 麻薬営業者へ譲渡する予定である。